

非常災害時の対応について

福岡県立福島高等学校

1 台風時の緊急対応

台風が九州に接近して上陸の恐れがあり、筑後地区が暴風圏内（暴風域）に入ると予想される時。

- (1) 当日の朝6時の気象庁発表による台風情報で、筑後地区に暴風警報、特別警報が発令されている場合は、午前11時まで自宅待機（外出禁止）とする。
- (2) 上記(1)の場合、午前11時の気象庁発表による台風情報で、
 - ①引き続き筑後地区に暴風警報、特別警報が発令されている場合は臨時休校とする。
 - ②暴風警報、特別警報が解除されている場合は、午後の授業に間に合うように登校する。
- (3) 地域によって状況が異なるので、上記(2)②でも登校するのが危険と判断される場合は、無理な登校はしない。（その際、保護者が必ず学校に連絡する。）
- (4) 下校時間帯に筑後地区が暴風雨圏内に入ると予想される場合は、安全を確認し、早退させるなど状況に応じて対処する。

2 集中豪雨時の緊急対応

筑後地区が集中豪雨に見舞われ、公共の交通機関が途絶や道路の異常により、通常の手段で登校ができない時。

- (1) 安全に登校する手段がない場合は、その旨学校に連絡させ、無理な登校はさせない。その際の公欠の取扱いについては担任が事後処理する。
- (2) 下校時間帯に集中豪雨の恐れがあり、帰宅時に危険が伴うと予想される場合は、状況に応じて対処する。

3 積雪時の緊急対応

筑後地区が大雪に見舞われ、公共の交通機関が途絶したり、または路面が凍結したりして通常の手段で登校ができない時は、上記2の集中豪雨の緊急対応に準じる。

4 地震、竜巻、落雷等の緊急対応

防災避難訓練時等の機会に、登下校中に突然の地震に見舞われたときや竜巻及び落雷発生時の安全確保や緊急避難の方法については指導を行う。上記2の集中豪雨の緊急対応に準じる。

【広報】

本校のホームページの緊急連絡コーナーや安心メールに、生徒及び保護者への連絡事項を必要に応じて掲載する。